

今月は第1回地域自立支援協議会に報告した事項をご紹介します。

○上三川町の障がい者数 (平成19年4月1日現在)

町では、障がい者手帳を取得された人の人数を障がい者数としています。人口1,000人あたりの町の手帳取得者は全国平均を上回る数字ですが、精神保健福祉手帳取得者については、全国平均よりも低い傾向にあります。

▼身体障がい者手帳所持者 (単位：人)

1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
285	224	172	263	56	90	1,090

▼療育障がい者手帳所持者 (単位：人)

A	A1	A2	B	B1	B2	計
3	28	43	0	48	32	154

▼精神保健福祉手帳所持者 (単位：人)

1級	2級	3級	計
13	26	16	55

※全国の障がい者数 (人口1,000人あたりの人数) 【平成17年版障がい者白書より】

身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
28	4	21

○市町村審査会審査件数

・62件【内訳…身体障がい21件、知的障がい32件、精神障がい9件】

障がい福祉サービスを受けるための手続きとして障がい程度区分を決める必要があり、市町村審査会で審査します。18歳未満の児童については調査のみを行うため、審査会の件数には含まれていません。

○コミュニケーション支援事業

・平成18年10月から平成19年3月  
97件 327時間

・平成17年度 (県事業)

105件 327時間

※手話通訳者、要約筆記者の派遣が、平成18年10月から町の事業になりました。身近なところで利用申請できることと、迅速な手配で、利用が増加しています。

○障がい者福祉作業所

・1人あたりの平均工賃 9,524円/月

この金額について委員の人から様々な指摘がありました。障がい者の就労施設の平均賃金はこれよりも高い金額ですが、小規模作業所についてみると、町よりも平均工賃が低い作業所があります。障がい者の就労については、第2回協議会で再度議題とする予定です。

○こども発達支援センターこぼと園の利用

・在籍幼児 11名 (年間利用633回)

ダウン症、自閉傾向、ことばの遅れ、多動、精神発達遅滞などがみられる就学前の児童を対象に療育訓練を行っています。保健師等の相談を受けていない人など、気になる人はいつでも町にご相談ください。

○精神障がい者社会復帰事業患者会

(ゆうがの会)

社会参加に向けたいろいろな行事を毎月行っています。人と交流したり、外を出歩くのがつらい人などで悩んでいる人はぜひ参加してみてください。

▼問い合わせ先＝

健康福祉課 社会福祉係

☎56 9 1 2 8 FAX 56 7 4 9 3

Eメール＝

kenkou01@town.kaminokawa.tochigi.jp

障がい者控除対象者  
認定書交付について

所得税法や地方税法では、障がい手帳を持っていない満65歳以上の障がい(又は特別障がい)のある人は、町長が発行する障がい者控除対象者認定書を申告時に提出することで障がい者控除を受けることができます。

▼対象となる人＝

①町内に住所を有する65歳以上で障がい福祉サービス受給者証を受けている知的障がい又は身体上の障がいのある人

②町内に住所を有する65歳以上で要介護認定を受けている知的障がい又は身体上の障がいのある人

▼認定を受けるには＝

障がい者控除対象者認定申請が必要になりますので、手続きについては左記に問い合わせください。

①に該当する人

健康福祉課 社会福祉係

☎56 9 1 2 8

②に該当する人

保険課 介護保険係

☎56 9 1 0 2